



## Special 特集 Edition

その1

# 情報通信産業振興地域及び観光振興地域を指定

沖縄県知事から情報通信産業振興地域及び観光振興地域として申請があつた地域について、平成十二年十一月十四日の沖縄振興開発審議会において了承され、沖縄開発庁長官に答申されました。沖縄開発庁長官は沖縄振興開発審議会からの答申を受け、沖縄振興開発特別措置法に基づき、同月十七日に答申どおり、情報通信産業振興地域として二十三地域、観光振興地域として八地域を指定いたしました。

情報通信産業は、地理上の制約を受けることが

なく、また、多量の工業用水や広大な土地建物等を必要とすることも少ないため、沖縄県においても立地環境上の制約を受けにくい産業です。また、一方、沖縄は優れた自然環境、特有の伝統・文化を有しており、これらは、情報通信産業に、創造的な制作環境を提供することができる。情報通信産業振興地域の指定により、情報通信産業の立地促進を図ることができます。

沖縄は、優れた自然や文化財など魅力ある観光資源に恵まれてあり、観光産業は、戦略的な産業と位置付けられています。今後とも、観光産業を伸ばしていくためには、観光客にとって、魅力ある集客施設の充実を図ることが不可欠であり、観光振興地域の指定により観光関連産業の立地が促進されるものと期待されます。一つの振興地域の指定について紹介します。

・その地域又はその地域の周辺の地域に、情報通信産業に属する事業の業務に必要な知識・技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等学校、専修学校、研修施設又は研究施設が存在する」と。

本制度では、次の業種を優遇措置の対象としています。

### 情報通信産業

- ・情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く)の製造業
- ・電気通信業
- ・映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業
- ・放送業(有線放送業を含む)
- ・ソフトウェア業
- ・情報処理・提供サービス業

### 情報通信産業振興地域の要件

- ・経済的・社会的条件からみて一体として情報通信産業の立地を促進することが相当と認められる地域である」と。
- ・その地域又はその地域の周辺の地域における人口及び産業の集積の状況からみて、これらの地域において情報通信産業に属する事業を行つ事業者が供給する製品又は役務に対する相当程度の需要が見込まれること。



### 優遇措置

- ・税制等の優遇措置(概要)  
(1)課税の特例(投資税額控除)  
(機械・装置十五%、建物・付属設備構築物八%、繰越四年)

- ・税制等の優遇措置(概要)  
(2)地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置  
(事業税(五年間)、不動産取得税、固定資産税(五年間))

- ・税制等の優遇措置(概要)  
(3)特別土地保有税の非課税

- ・税制等の優遇措置(概要)  
(4)事業所税の非課税等

### その他

- ・(1)沖縄振興開発金融公庫の融資制度(自由貿易地域等特定地域)
- ・(2)公共施設の整備  
振興資金

## 情報通信産業振興地域とは

## 情報通信産業振興地域指定位置図

